

議 事

前日の質疑の件について、議長等
29日、議長等42名の出席で、質疑の段階
で継続審議を伺う。

議 事

以上、午前の日程を終り、午後2時
より再開を伺う。

議 事

休憩を伺う。(午後0時10分)
再開を伺う。(午後2時1分)

議 事

日付等、議長等42名、1972年度市
政執行の概要、特別会計の出入予算の
質疑を終了。午後2時、日付等の議長
等29名の質疑を伺う。

中 途

午前中の質疑の段階で、本日は
午前中、前年度繰越予算の代り
8.137ドルという年度がわけても繰越
の予算は、そのほかの市の収入
に比べて少いという。既に本日の
時点でも、繰越の額が、繰越の
収入に見ても、その点が、その
収入の前の年度予算の収入で、
8.137ドルという。繰越の収入は、

七ヶ所.

農林課長

お宿二ヶ所、現在入っているのは宛
原に持りかかっている。幾分が成育後
に原料として残るであろう。

中 査

幾分が成育後が 8.137Fの状態で
である。

農林課長

中。

中 査

散々の状態である。そのうち
が。例として成育何色もである。(聴取不能)
そのうち幾分は、成育後残るものが幾分ある
そのうち新葉のものは、そのうち。そのうち
は残るものである。(聴取不能) 今後の前
前々々の所を、そのうち。そのうち
とある。そのうち。そのうち。そのうち
が。そのうち。そのうち。そのうち
ありである。

農林課長

そのうち。そのうち。そのうち。そのうち
の原料のそのうち。そのうち。そのうち
は、そのうち。そのうち。そのうち

約半月後の繰上り分がここからである。この整理は
従って日本市場相場と一致してはなす
からいふに、一から二、三の倍に上り、
この整理は他の価格を動かす物に比べて
多い。これは従って契約は増加している。

中 着

この整理の場合、所定価格と一致する
とされるが、これは増加している。これは従
ては従って増加している。これは従って
増加している。これは従って増加している。

常時解食

これは同じ中の一から二、三の倍に上り、
相場と一致している。これは従って増加
している。これは従って増加している。

中 着

これは従って増加している。これは従
ては従って増加している。これは従
ては従って増加している。これは従

常時解食

所、従って増加している。

中 着

この整理は従って増加している。これは従
ては従って増加している。これは従
ては従って増加している。これは従
ては従って増加している。これは従

炭林課長

向エが引レウキ送る場合は C.I.F 送る
ル。エウが引送る場合は F.O.B に持来レウ
ル。

ト 着

此方セウレウキ。輸送費は向エへ送
ルべきレウキ。

炭林課長

米礼シカレ。向エが引送る場合は卸
賣空流液レウキ。エウが引送る場合は本
土の東京空流液レウキ。

ト 着

(船外不能)

炭林課長

取引の場合一先……。

ト 着

レウキは向エの相場が向エ引レウキ
也。又賣場が向エはエウ引液シテ、エウ
ト米流セウキエウが何カレウキ輸送カ
レウキレウキ也。此の輸送費は C.I.F
価格レウキ也。此レウキ也。エウレウキ
価格レウキ也。向エが引送る場合は本
土の東京空流液レウキ。向エが引送る場合は
向エの相場が向エ引レウキ也。向エが引送る場合は

分りませんが。

露林課長

この場合は協定書にも東京定額液として
記入してある。

中 審

この当分の年度の説明では、しんがは向
外相場と同様に液し、原料の仕入は外国
相場を以て液し、初めの説明
は、仕入が、これが、我々の話である。

議中録に、仕入の思いつきが、相場は、向
外も同様に相場、現在の引液し、向
外でもしんがは向、原料の仕入が、向
外（輸入不能）

露林課長

原料の仕入は向の他相場液し、東
京定額液し、向。

中 審

しんがは向の液し、向。

露林課長

向、しんがは向の那額定額液し、向。

中 審

向の液し、向。

農林課長

この場の責任を逃れたいという考え
送ってこれた。これでは那覇空港の
運賃は向こうが負担で、結局のところ
責任を即入って行く。那覇空港から
輸送する運搬費がこちら負担という。

中 務

原料の場責任は向こう側で責任を認めない。

農林課長

向こう側の責任を認めない。責任
場から責任は向こうの。

中 務

8月7日何回も出荷予定はこれからの。

農林課長

予定は5日以内にやりかえりという。

中 務

予定はこれか。5日。5日以後は
残りの在庫を以てやりかえり。前年度の原
料の在庫の繰越も、5月1日以前に
やりかえり。

農林課長

やりかえり。

名 義

このまのまの方針 議定に付して噴水噴
料も止しつた。前 申渡しの料金は今の様に
詰りておいた。網維の養魚事業は今のま
まの輸入のものを買入る。一応養魚化しようと
する。一歩括りて入れておこうと外す。又、本
まのまのことも取費の多水質汚濁のせいし
て今の今の採捕量は年々減少しておくと
外す。今のまのまの。大井町。一、二、三、
大井町町民から直野湾市で必要とする養魚の
確保が保証されておる。保証されておる
魚の養魚事業の方針。今のまのまの協約会。大井
町市と直野湾市の養魚に因りて掛金
費。今のまのまの大井町町民は本土産の魚を
直野湾市養魚事業部から一月一、二、三、
キロの年二回、400キロを出荷する。今
まのまのまの協約会も、出しておいた方が議
定に止しお噴料。計画書の中に止しおの
おいておいた方が、しがしからいれおる行は
れたい。出しておいた方が、今のまのまの
から出さるのキロあたり280は止しお他
の理由で出して値段を決められたおのま。

農林課長

このまのまの一回限設は、先申しおした
まのまのまのまの。七、八、九、
のまのまの。今のまのまの280の持せたい
方が、今のまのまの購入価格の低いことも可能にお
のまのまの。

名 著

調査の、しりし関係、養鱈関係の調査、
本土の調査が行われたり、この調査が
おこなわれた。

栽培調査

正味9日7月。

名 著

9日5月、280Fの調査が行われたり
調査された。予備調査場所は他
も調査された。

栽培調査

この調査結果も同じく思われる。
結果、280Fから入るものと、200F位
に入るものと、尚、310F位に入るものと
この調査も同様で、この調査も同じく
も調査された。他、調査場所も
し、調査場所も調査された。一
定の調査場所も調査された。

名 著

調査の結果、本土の調査場所
は280Fの調査が行われたり
調査された。

栽培調査

本土の調査結果も同様である。この調査

農林課長

次年度は先方の考案の方をもちたいです。

〇 答

次年度は、本年度は。

農林課長

本年度は出向と同時に（聴取不能）
この点の問題が起つたので、その時点で
行なわれるよう考案の方をもちたいです。

〇 答

250Fの10回分計とされて、出して
おられる方が、本士に答へてほしい
とありますが、先方の調査はして来ておられます。

農林課長

以上。

〇 答

先年度審議申渡す。

農林課長

先年度は先方の考案の方をもちたいです。養鱈場の仕
事も難行でございまして、先年度は現
在の体制でございまして、先年度は養鱈場の
体制も、先年度は出向と並行して
行なわれる問題が、先年度は先方の考案の方をもちたいです。

各 番

この旅費は結局は消化されるがこれは
その他のものを認めるが。

衆議院

旅費の消化の件に關して。

各 番

この質問の答。最初この件は所管の部で
して思ふところだが、この年目の内は相対的
の増料を集めて、それで議決するに於ては
議決がなされる場合はその費用を集めて
してその費用がたつた時にその費用を
おこなつて議決する。普通議決する費用は
議決も得られる。普通議決する費用は
下。何れにしても議決する。その
研究がなされるのは200万、280万である
けれど大体日本銀行もその費用は
〜が。又その費用は考慮してその費用は
その他打つて議決するに於てはその費用は
費の方を認める。その〜の時である。

衆議院

この費用の算入の件に關しては
その費用は私の算入の費用は
が利益のあるもので思ふところ。

各 番

その費用の算入の件に關しては

1. 1000-10000

答 林 課 長

一般の電圧の範囲も1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

2. 1000

1000V以内のも、1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

答 林 課 長

1000V以内のも、1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

3. 1000

1000V以内のも、1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

4. 1000

1000V以内のも、1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

答 林 課 長

1000V以内のも、1000V以内のも、あ
り程電圧の範囲も1000V以内のも

ト 答

1972年度の管轄所定の内一特別会計手
算表の増料として原料の付加税及び税荷
協定書が主としてあり。明会計年度も
同様に同内一あり。去る12月、3月に
レウチの付加税を輸入税購入した場合同、その
付加税協定書が主としてあり。

農林課長

お返事一あり。又常川の税協定書の切
り出し。

ト 答

如何の方法でレウチの付加税を輸入税一
あり。新に御説明を求めあり。

農林課長

現物で、現在レウチの付加税は所定入
りあり。又付加税の付加税レウチ運送が切
り出しあり。その時点をレウチ。入税のレウチ
レウチ付加税レウチあり。

ト 答

レウチ行政当局として 然るべき最善の措
置がとらるべきあり。

農林課長

本当の付加税協定書を入税レウチレウチ
あり。その時点をレウチレウチ。他はレウチ

此の通りにして、各地方にてもこの当時、通商
船として出入りし、この船が出入りしたるに、
船中の船員等は日本の船員が出入りし、
出入りし、この船員等も出入りしたるに、
出入りし、本邦の船員も出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、

1 着

私は代金を用いており、決済の方法
は、電報の送金と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、
銀行の振込と、銀行の振込と、

島林課長

この際、各地方にてもこの当時、通商
船として出入りし、この船が出入りしたるに、
船中の船員等は日本の船員が出入りし、
出入りし、この船員等も出入りしたるに、
出入りし、本邦の船員も出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、
出入りしたるに、出入りしたるに、

1 着

年間の課長に説明して、その方の意見を
取り入れる

お場局に、前記の通り、この場合は、
元の材料の仕入と出荷の場局も同
じ条件で仕入と出荷、同じ条件の前記を
いふのである。

農林課長
局長の考案である。

1. 着

圧縮、これは、F.O.B 決済を
Cとする。この原料の仕入と
出荷及び仕入荷物の
元金とF.O.B による
決済の方法である。
F.O.B 決済の方法
である。L.C 類、
全額払いである。

農林課長
である。

1. 着

これは、本支の間の銀行
決済である。L.C 銀行
決済である。L.C 銀行
決済である。L.C 銀行
決済である。

農林課長

銀行の銀行員と一
通して仕入と出荷
である。

中 審

質同生受との事。従って、大井町町長に
統制委員の請求を御同行し本市におき
たれば、おりの事、おの事、この事、おの
事、おの事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、

農林課長

関係の事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、

1 審

同日、現在本土内地、特に静岡の原
料の相場は幾分の相場にあり、
これは100割の70匹から100匹位の
日本の相場にあり、

農林課長

確かに現在の相場は入っており、
これは、大体80円から90円以内の
相場にあり、おの事、おの事、
おの事、おの事、おの事、おの事、

1 審

これは日本円でお、

農林課長

お、

1. 答
小. 私の管内の状況は。

議 答
お禮詣りをしていただき、一応本業にのめり
しては十分問題点もあつたのでありましたが、
連続審議をしていただき、懇一が、御覽
議のついでに。

議 答
御覧議のついでに、質疑の所点で、連
続審議のついでに。

議 答
日程の事は、議事録に於て、直野湾市と地
区画整理第一地区清見を特別区村家
制のついで、同じ日程の中で、議事録
には、同様に直野湾市と地区画整理第
二地区清見を特別区村家。以上二業
件の議題のついでに。

議 答
休憩のついでに。(午後二時47分)
再開のついでに。(午後二時52分)

議 答
朗読の者として、欄申の趣旨説明を
求む。

柳新譯長

說明七申レ出可也。

(朗読レハ2. 第1日)

議 長

本業レ出可也。質疑七許レ可也。

議 長

本業レ出可也。質疑七許レ可也。繼續審議
レ出可也。何果議レ出可也。

(果議レ出可也)

議 長

何果議レ出可也。繼續審議レ出可也。
レ出可也。

議 長

休憩一レ出可也。(午後3時4分)

再開一レ出可也。(午後3時15分)

議 長

日程ニテハ、議案第52号 宜野湾市財政
調整基金条例レ出可也。上程レ出可也。

朗読七申レ出可也。朗讀七申レ出可也。朗讀七申レ出可也。

総務課長

朗讀七申レ出可也。議案第52号 宜野湾市

財政調整基金条例について御説明申し上げ
 ます。本件は、市町村自治法の改正、1970年
 法律第90号に伴って、従来の基金制度
 及び積立金の制度が基金制度に統合され
 ること、これに伴って規定も整理されること
 となる。本法では第199条の17の規定
 に基づき条例制定によるもの。これに関連
 して従来の基金制度と積立金の運用態
 勢を整理して財政調整の意思を明示した
 こと、これを二つとして条例制定
 による事既に述べたところである。従
 った条例と基金積立金の関連を
 述べられることも、財政法上の原則として
 所管の制度は法の定められた範囲内
 である。従って議会の議決を得る種々の
 ことがあってもこの範囲内で行うことが
 可能である。従ってこのことについては
 行ないたい。これを従来基金と積立金
 金の利率の差は一元金の割合と対比し
 整理されること、これが当議会の議決の
 趣意である。従って元金も利息も
 ともに一元金に対して、利息も同等
 として扱われる。従って整理されること
 になる。従って整理されること、整理
 されること、整理されること、整理
 されること、整理されること、整理
 されること、整理されること、整理
 されること、整理されること、整理

非常災害の備忘録の議定書の議決を得た
 こと及び非常災害の備忘録の取組及びその進
 捗の状況の報告等。本件の議決は、
 先般、本市の各部署の例の通り、一時的に
 府民サービスの提供を中断するに付、成業し、
 機業に心を用いる。以上、説明を終了し、皆
 議定書の御覽覧の旨を御説明いたします。

議 長
 本案に対する質疑を終了いたします。

議 長
 本案の議決は、質疑の段階で継続
 審議の旨を御説明いたします。御質疑の
 旨を御説明いたします。

(果議行しとす)

議 長
 御果議の旨を御説明し、継続審議の旨
 を御説明いたします。

議 長
 進行いたします。次の日程の第16、議案第
 93号、長野市消防自動車購入基金条例
 に付する上程の旨を御説明いたします。
 御説明の旨を御説明し、御説明の旨を御
 説明いたします。

議 案

新税明申の上り。本件も議案新の
上り。市町村自治法の改正に伴い
のり。従来の特種金制が廃止に
なり。消防車購入費を
上り。本件を提案の上り。部
上り。上り。御審議願ひ上り。

議 案

本件の上り。御審議願ひ上り。

議 案

本件の上り。御審議願ひ上り。
御審議願ひ上り。御審
議願ひ上り。

(議案の上り)

議 案

御審議願ひ上り。御審
議願ひ上り。

議 案

御審議願ひ上り。御審
議願ひ上り。御審
議願ひ上り。

厚生課長

御説明中の如し。議案第54号宜野湾市児童手当支給条例に於て、母子家庭の児童の健全の助長を目的として児童手当を支給し、もつてその福祉の増進を図る目的としての特例を規定してあり。是れに御審議の程をお願ひし。然り。 〃

議 案

本案に對する賛成を述べ。 〃

議 案

本案に對するは、賛成の時点を継続審議としておきたい。 〃

(是議のしと時分)

議 案

御是議の如し。 〃

議 案

同議の第18、議案第55号宜野湾市滞留施設建設費の滞留条例の一部を修正する案例に於ては、是上程の如し。 〃

本案に對するは、第1の趣旨説明を求め。 〃

厚生課長

御説明中。 〃

本条例に於ては、公債借入法施行規
則の一部改正に列せし。収入の算定の方法
入居者電務としての収入の基準及び収入超
過者としての収入の基準、割増し料を算する限
度額等の基準の改正に列せし。本条例の改正に
関し、その旨を述べた。この件に提案
し、その旨を述べた。この旨を述べた。
この旨を述べた。

議 長

本条例の改正の旨を述べた。

議 長

本条例の改正の旨を述べた。この旨を述べた。
この旨を述べた。

(異議なし)

議 長

御見識を述べた。この旨を述べた。

議 長

同様の旨を述べた。この旨を述べた。
この旨を述べた。

本条例の改正の旨を述べた。この旨を述べた。
この旨を述べた。

森林課長

説明の通り、議案第1号、直野湾岸と
青場の設置及び沼田の間の築例の
1は自治法の一部改正に列して行
わすこと、その例として議案第1号
の通り。

議案

本案に列して賛成を述べます。

Q 着

議案の改正に併せての築例の改正は
のりつけのことも、実際施行の場
合は、その他
事項もその通り、規則の制定は如何
かしてのり。

森林課長

お返しの通り、何月かの
のり。

Q 着

そのほか築例見直しは、
これ施行条件が
環境の整備
規則がその
とがその
見直しは
その通り

議 長

本案の1952年度概算の段階に継続審議としておきたいと思ふが、例規議ではおきたい。

(異議なし)

議 長

例規議の1952年度継続審議としておきたい。

議 長

目録の第20議案第57号、道新法年度税市場の課税管理に関する条例について、先づ朗読せよとの理事者の要請が説明を求めたい。

商工観光課長

例規明申したい。議案第57号は、市町村自治法の一部改正により、道新法年度税市場の課税管理に関する条例を制定することにより、前記の条例は、使用料徴収条例として、これを制定し、その一部を改正し、併せて、使用料の徴収を併せて、これを同時に制定し、例規として提出したい。この条例は、市場の課税後適用するものとして、この同時前現在の市

場は従前通りの特徴を生ずる意味で記
由を設てたのである。

議 名

本案に対する質疑を許すのである。

議 名

本案の12月27日、質疑の時は引き続き
審議しておられると思ふのが、御異議の
ないのである。

(異議なしとす)

議 名

御異議ありとせられて、是切決定とす。

議 名

同様の事、議案第59号電燈塔弁能条
例の一部を修正する案例に12月27日
に於て、

副議長がその旨を報告し説明を述べた。

議 名

御説明申し上げた。議案第59号電燈塔
弁能条例の一部を修正する案例に12月27日
に、1971年12月29日、立法第5号の市
町村振興法の改正に併せて、同法の改正に
おけることである。おらうと申すのである。今
も案を通す。おらうと申すのである。持論、御
異議

利根が新に教えられるのでござります。
 此の特例徴収利根と申し立てる可なり。給与
 及び月給とりの方は、都庁所得税法と
 此の法の前もって市税がとられる。特別
 徴収義務者が指定される。その給与受取
 者の方が特別徴収義務者になる。此の法
 での税を納めておく。此の法で改正でござ
 ります。これは退職所得の所得課税、退
 職所得の所得課税と申す可なり。今の法は
 退職所得以外の他の所得も各算出され
 て税が課税されておりましたが、退職所得
 は退職所得の所得一応課税される。此
 れを先申し立てられる可なり。特別徴収義
 務者の方が前もって退職金をこの税金
 がとられる。納めておく。此の法でござ
 ります。市税の申告の時期でござります。
 例年ならば6月1日までにござります。此の法
 は5月1日までに申し立てる可なり。此の法
 は申し立てる可なり。今の法は
 所得税を申告される方も、又此の法は市税
 の申告。市税の申告を申告する可なり
 一申告を申し立てる可なり。市税
 が申告の可なり。申告される可なり。市
 方の通用可なり。此の法は市税を申告
 する可なり。此の法は市税を申告する可
 なり。此の法は市税を申告する可なり。
 以上要旨を説明申し上げます。

疑に於て申告し出されし思ひあり。是れに御
審議の程を願ひ候所なり。

議 義

本案に對する電報を詳しあり。

19 番

去、九月の電報に於て一般電報の中を、私
がその詳細を述べしやうとして質問をいた
してありあり。此の中を新年度の税法が本
正の場として述べしやうとして述べられていると
いふことを述べしやうして、此の警察運輸等
の支拂の事があるやうにして質問をいたしてあり
あり。これ等、あれがらしむるに於て同日からして
72年度の事もあらう適用とせられるやうか
うにあらうありあり。今後警察運輸、これと
同時に5月の6日からあらうと思ふあり。各行
政区単位に於て懸案をあらうしてありありが、そ
の中にも十分の一の事柄を報告を説明して
あらうありあり。

税務課長

これらも各行政区に於ても詳し
御説明申し出されしありあり。

19 番

此の場合に於て、新年度の事に
あらうありあり。

税務課長

係りのことは、各行政区においては
成績もご報告が、行政区においては
その必要もご報告が。

19 答

特に市民へのことは、税務に關しては
敏感に感ずる部分であるが、その際も
おのづから、今年既に年度においては
おのづから新設が、自治体においては、
既設部、各行政区の有識者、おのづから
おのづから説明会を準備していただくが、

税務課長

これについては、詳細については自治体
と連携して、おのづから説明して
おのづから、おのづから方法については、
おのづからおのづからおのづからおのづから

19 答

所、過少申告加算率又は(脱税不能)
新設の法行世に併せて加算率を、
おのづから、おのづからおのづから
おのづから、おのづからおのづから
おのづから、おのづからおのづから
おのづから、おのづからおのづから
おのづから、おのづからおのづから

107
税務課長

町長の御意の通りでございます。

19 番

町長の御意の通りでございます。此の間の問題として課長、町長加算金或は県庁の加算金をこのように扱われる。非常に市民が不満を言われる。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。

税務課長

町長の御意の通りでございます。

19 番

町長。私が懸念する所は、当該の申請に付してこの課税、賦課も上がったかという点でございます。市民は納得しなされ。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。

税務課長

町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。町長の御意の通りでございます。

19 番
也いじさーがむ。

議 録
小。

19 番
小。5月21日。

議 録
本件は、5月21日 議録の所記に継続費
議の件は、5月21日 議録の所記に御案議の
件は、5月21日。

(議 録 小)

議 録
御案議の件は、5月21日 議録の所記に御案議の
件は、5月21日。

議 録
次は日程の件は、議案第44号、1971年度道
野津市水道事業会計追加更正予算案
の件は、5月21日。
本案は、5月21日 議録の所記に御案議の
件は、5月21日。

議 録
議案第44号、1971年度道野津市水道事業
会計追加更正予算案の件は、5月21日 議録の
所記に御案議の件は、5月21日。
本案は、5月21日 議録の所記に御案議の
件は、5月21日。

地方自治の発展に資するものありしを、中央収入の
減少に際して見せしめられたるこの調整
のありは、地方自治の発展に資するものありしを、一
調整してはならぬ。

収入減の甚くは申す所の如く、農林等は
不況に際して水運も強かれば、此の間
接も有り得る。又、著名の阿蘇水道建設
へ進み給ひ水も流しておる間、此の間
有収の他、此の間も是れを以ておる
可。此れで、統算もおしやうとせしめらるる
と、0.00トの前年の収入差額が出ておる
ので、実際の収入に於いて調整をせしめ
得。此れで、地方自治の発展に資するもの
ありしを、一調整してはならぬ。此れの間
も、是れを以ておる可。此れの間も、是れ
を以ておる可。此れの間も、是れを以て
おる可。此れの間も、是れを以ておる
可。此れの間も、是れを以ておる可。

議 長
本案に對する質疑を許す。

議 員
休憩一時間。(午後3時41分)
再開一時間。(午後4時46分)

議 長
議事終了。1971年度臨時決算水道事業
計画追加更正予算の案に對して質疑を終り
しこと、一時間、休憩を許す。

(興議の経過)

議 長

御興議のりやせらるゝ。質疑を打切り討
論に入りやう。
討論を省略のたしなむと費のりやせらるゝ。御興議
のりやせらるゝ。

(興議の経過)

議 長

御興議のりやせらるゝ。討論を省略のた
しなむと費のりやせらるゝ。
議事録のりやせらるゝ。1971年度宜野湾市水道事業
計画追加を承認のりやせらるゝ。
原案通り可決のりやせらるゝ。御興議のりやせらるゝ。

議 長

御興議のりやせらるゝ。原案通り可決のりやせらるゝ。
に決意のりやせらるゝ。

議 長

日程のりやせらるゝ。議事録のりやせらるゝ。1972年度宜野
湾市水道事業計画追加を承認のりやせらるゝ。
本議のりやせらるゝ。原案通り可決のりやせらるゝ。

議長

議事録のりやせらるゝ。1972年度宜野湾市水道事業
計画追加を承認のりやせらるゝ。

72年度の収支の概要は、営業収益
510,752円、営業外収益5,840円、計516,
592円を以ておこなう。以上、支出は営業
費用512,785円、営業外費用15,542円、
予備費1,000円、計529,327円。

以上の資本的収入及び支出の内訳は、収入が
資本的収入304円、これは一般会社等の負
担金収入に相当する。支出が水道行政費が
44,993円、企業債償還金27,164円、予
備費が500円、計72,657円を以ておこなう。
これに對して本会が負担するものは、内部利用
債金、これは当会が所収利益剰余金、これは当
會が所収利益剰余金を以て補填しおこなう。72年
度の政府の削減債金、これは当會を運用部
債金の借入れ等が見込めおこなうものと、
建設債金の内訳は、内部の債金組に對して
おこなう。以上の通りである。他の
償還がこれらに相当する。一説に説明を終
りいたします。

議 案
本会が所収の買入れを許す。

議 案
本会が所収の買入れを継続着
議しおこなうこと。併し是等
を以て。
(議決はしる)

議 案

御覽議のりつて、継続審議のりつて決定せられたり。

議 案

日程第24、議案第40号、1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出予算に工程のりつて、本案に列する理事者の級別説明を求めたり。

議 案

休題のりつて、(午後5時52分)
再開のりつて、(午後5時54分)

総務課長

議案第40号、1972年度宜野湾市歳入歳出予算に列する御説明申上げたり。
(討論のりつて省略)

議 案

お諮りせられたり、以て、決断の時を求めたり。
日程第24、議案第40号、1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出予算に列する御説明申上げたり、御覽議のりつて、本案に列する理事者の級別説明を求めたり。

議 案

御覽議のりつて、時間切れを認められたり。

議 案

本案に列する質疑を断りたり。

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 112_1e

100-10

議 事

本業のついでに噴霧の取替に継続審議をいれたいと思ふが、御見議をいれたいが。

議 事

御見議のついでに継続審議をいれたいが。

井 議 事

日程のついで、陳情第15号、甘藷種を機轉入即成にする上程をいれたいが。

議 事

休憩をいれたい。(午後4時10分)
再開をいれたい。(午後4時15分)

議 事

陳情第15号のついでに、噴霧の取替に継続審議をいれたいと思ふが。
日程のついで、陳情第16号、産所を埋場散灰にする上程をいれたいが。

議 事

休憩をいれたい。(午後4時14分)
再開をいれたい。(午後4時15分)

議 事

本業のついでに継続審議をいれたいが。

114
これより、御稟議おりのり。

議 長

御稟議おりのり、継続審議に
おりのり。

議 長

休憩おりのり。(午後4時16分)

再開おりのり。(午後4時20分)

議 長

継続審議中の各案件と各委員会の付
議おりのり。

総務委員会。議案第21号、22号、23号、
38号、24号、25号、26号、27号、28号、32号、
33号、39号。以上12案件は総務委員会
委員会の付議おりのり。

建設委員会。議案第40号、43号、46号。
以上3案件は建設委員会。議案第
45号、46号、34号、37号。陳情第15号、陳情
16号。以上6案件は経済民生部審議会
委員会の付議おりのり。

尚、各件のスケジュールの審議を
おりのり、20日までの議案の付議
報告おりのり。

議 長

以上おりのり、本日の日程が全部終了
おりのり。本日の議案は、議案第

昨日はこれ終りにして翌日ありし事。
 尚、明日は午前10時より再び本居歌を聞か
 せしむ。

散居 (午後4時25分)